河内町空き家活用促進奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、河内町空き家登録制度実施要綱（令和３年訓令第２６号）に規定する空き家を登録した所有者等及び賃借者又は購入者の成約に伴う奨励金を交付することで、空き家の利活用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 空き家　河内町空き家登録制度実施要綱第２条第１項第１号に規定する空

き家で、同要綱第３条第３項に規定する登録がされている物件をいう。

（２）　所有者等　空き家に係る所有権を有する又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

（３）　利用希望者等　河内町空き家登録制度実施要綱第２条第１項第３号に規定す

る登録空き家を購入又は賃借を希望する者をいう。

（４）　購入者等　河内町空き家登録制度実施要綱第２条第１項第３号に規定する登録空き家を購入又は賃借契約を締結した者をいう。

（５）　空き家登録制度　空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を、町内へ定住を目的として、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。

（６）　定住　長期間にわたる居住を前提に、町の住民基本台帳に住所地を異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠としている状態をいう。

（奨励金の交付対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、空き家の売買又は賃貸借契約を成立させた所有者等及び購入者等であって、購入者等が定住の手続きを完了させた次の各号に該当するものとする。

（１）　第５条に定める奨励金の交付申請時において、住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、上・下水道使用料及び町営住宅使用料を滞納していないこと。

（２）　所有者等にあっては本人が、購入者等にあっては購入者等及び当該空き家に同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団員でなくなった日から５年を経過している者であること。

（３）　過去にこの奨励金の交付を受けたことがないこと。ただし所有者等にあっては対象となる空き家が異なる場合にはこの限りではない。

（奨励金の額）

第４条　奨励金は、所有者等及び購入者等にそれぞれ５万円を１回限り交付するものとする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、空き家の売買又は賃貸借契約を成立させかつ定住に係る手続き等を完了した日から６０日以内に、河内町空き家活用促進成約奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号）及び河内町空き家活用促進奨励金誓約書兼同意書（様式第２号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、河内町空き家活用促進奨励金交付決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知し、奨励金を交付するものとする。

（奨励金交付の取消し）

第７条　奨励金の交付又は交付決定を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付の決定を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

（１）　購入者等が奨励金の交付を受けた日から５年以内に転居し、又は転出したとき。ただし、購入者等と生計を一にする者が引き続き当該住宅に居住する場合を除く。

（２）　偽りその他不正な手段により、奨励金の交付の決定を受けたとき。

（３）　前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適当と認めるとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

河内町空き家活用促進奨励金交付申請書兼請求書

年　　　月　　　日

　河内町長　様

〒　　　　－

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　電話番号

　河内町空き家登録制度に基づく奨励金の交付を受けたいので、河内町空き家活用促進奨励金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者区分 | □空き家購入者　　□空き家賃借者　□空き家所有者等 | | |
| 空き家 | 所在地 | 河内町 | |
| 床面積 | ㎡ | |
| 交付申請（請求）額 | 円 | | |
| 振込口座 | 金融機関名 | | 銀行・信用金庫・農協 |
| 本店・支店・本所・支所 |
| 口座の種類 | | 普通　・ 　当座 |
| 口座番号 | |  |
| 口座名義人 | | フリガナ |
| 氏名 |

申請にあたりまして、市町村民税等の滞納の有無について調査することに承諾いたします。

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※添付書類

（１）河内町空き家活用促進奨励金誓約書兼同意書（様式第２号）

（２）利用希望者等と同一世帯全員及び同居しようとする者の記載がある住民票の写し（発行日から１箇月以内のもの）

（３）空き家の利用等による売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し(所有者等若しくは購入者等のいずれか一方)

（４）その他町長が必要と認めるもの

様式第２号（第５条関係）

河内町空き家活用促進奨励金誓約書兼同意書

年　　月　　日

　河内町長　様

（申請者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

（世帯員、同居者又は同居しようとする者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、河内町空き家活用促進奨励金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約又は同意します。

１　河内町空き家活用促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第１号及び第２号の規定に関する事項について、貴職が関係各課に調査・照会を行うことに同意します。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２項第６号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）でないことを誓約します。

３　要綱第３条第２号の規定に関する事項について、暴力団等でないことを貴職が関係機関に調査・照会を行うことに同意します。

４　偽りその他不正な手段により、奨励金の交付決定を受けたときは、交付された奨励金を返還することを誓約します。

様式第３号（第６条関係）

　　　第　　号

年　　月　　日

河内町空き家活用促進奨励金交付決定通知書

　　　　　　　　　　様

河内町長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった河内町空き家活用促進奨励金について、次のとおり交付することに決定したので、河内町空き家活用促進奨励金交付要綱第６条の規定により通知します。

奨励金交付額　：　金　　　　　　　　　　　円